

訴訟追行要件に関する諸外国の比較（条文）

オプト・アウト型

アメリカ ¹	<p>連邦民事訴訟規則第 23 条 クラス・アクション（2005 年当時のもの）</p> <p>（a）クラス・アクションの基本的要件</p> <p>クラス（集団）の一人又は複数の構成員は、以下の場合に限りクラスの全員を代表する当事者として訴え又は訴えられることができる。</p> <p>（1）クラスが多数で全ての構成員を併合することが実際には困難であり、</p> <p>（2）クラスに共通する法律上若しくは事実上の問題があり、</p> <p>（3）代表当事者の請求若しくは防御がクラスの請求若しくは防御の典型をなすものであり、</p> <p>（4）代表となった当事者がクラスの利益を公正かつ適切に主張することができる場合。</p> <p>（b）クラス・アクションが許される場合</p> <p>訴えは本条（a）の要件を満たしかつ以下に定めるいずれかの要件を満たす場合にクラス・アクションとして訴えることができる。</p> <p>（1）クラスの個々の構成員により若しくはそれに対して個別に訴えを提起することが、次のような危険を生じる場合、</p> <p>（A）クラスの個々の構成員との関係で裁判の不一致若しくは相違が、相手方当事者に矛盾した行動を命じることになる場合、又は</p> <p>（B）クラスの個々の構成員との関係で裁判が、実際には、他の構成員で裁判の当事者でない者の利益の処分となり、若しくは、その者の利益の主張を実質的に害し又は妨げることになる場合、</p> <p>（2）クラスの相手方当事者が、そのクラスの全体に関わる理由から、ある作為をなし若しくはそれをなすことを拒んでいるために、クラス全体との関係で最終的な差止めによる救済、又は、クラス全体に対応した宣言による救済が適切とされる場合、</p> <p>（3）裁判所が、クラスの構成員に共通する法律又は事実に関わる問題が各構成員個人にのみ関わる問題に優越すると認め、かつ、クラス・アクションが紛争の公正で効果的な裁判のための他の方法より優れていると認めた場合。この認定に際しては以下に掲げる事項を考慮するものとする。</p> <p>（A）クラスの個別構成員が別々の訴訟で個別的に請求及び防御をなすことに関して有する利益、</p> <p>（B）その紛争に関してクラスの個別の構成員が既に開始し又はその者に対して開始された訴訟の範囲と性質、</p> <p>（C）請求に関する訴訟を特定の法廷地に集中させることが望ましいか否か、</p> <p>（D）クラス・アクションの管理に際して予想される困難。</p> <p>（c）クラス・アクションの許可命令・クラス訴訟代理人の指名、通知とクラスのメンバー、判決効の拡張、複数のクラスとサブ・クラス</p> <p>（1）（A）ある者をクラスの代表とする訴えが提起された場合、裁判所は速やかに訴えをクラス・アクションとして認許するか否かを命令をもつ</p>
-------------------	---

¹ 渡辺惺之 = 吉川英一郎 = 北坂尚洋編訳「英和对訳 アメリカ連邦民事訴訟規則 2004-2005 Edition」(2005) 雄松堂出版

	<p>て決定しなければならない。</p> <p>(B) クラス・アクションを認許する命令はクラス、及び、当該クラスの請求と争点又は防御を特定し、かつ、第 23 条 (g) に基づきクラス訴訟代理人を指名しなければならない。</p> <p>(C) 第 23 条 (c) (1) による命令は終局判決の前に変更又は訂正することができる。</p> <p>(2) (A) 裁判所が第 23 条 (b) (1) 及び (2) によりクラスを認許した場合は、そのクラスに適切な通知をなすよう指示することができる。</p> <p>(B) 裁判所が第 23 条 (b) (3) によりクラスを認許した場合、クラスの構成員に対し、合理的な努力により特定可能な全ての構成員に個別的に通知することを含め、事情の許す限りで最善の通知方法を指示しなければならない。その通知は理解しやすい簡明な言葉で正確でかつ明確に次の点を述べなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴えの性質、 ・ 認許されたクラスの定義、 ・ クラスに係る請求、争点、又は防御、 ・ クラスの構成員が望む場合にはクラス訴訟代理人によって出頭できること、 ・ 裁判所は、構成員の要求する場合、その昔をクラスから除外すること、及び、構成員が除外を選択すべき時と方法、 ・ クラス構成員に対する第 23 条 (c) (3) によるクラス・アクション判決の拘束力 <p>(3) 本条 (b) (1) 又は (b) (2) に基づきクラス・アクションとして追行された訴訟による判決は、クラスに有利と不利とを問わず、裁判所がクラス構成員と認定した者に及ぶものであり、判決はそれらの者を記載しなければならない。(b) (3) に基づき追行されたクラス・アクションの判決は、クラスに有利と不利とを問わず、(c) (2) の規定による通知の対象とされた者で、除外を要求しなかった者、及び、裁判所が構成員と認定した者に及ぶものとし、また、裁判所はそれらの者を特定し又は記載しなければならない。</p> <p>(4) 相当とされる場合は、(A) 特定の争点について訴訟をクラス・アクションとして提起し又は追行することができる、また、(B) クラスをサブ・クラスに分割し、各サブ・クラスをクラスとして扱い、それに準じて本条の規定を解釈し適用することができる。</p>
アメリカ ²	<p>15U.S.C. § 15c 州司法長官による訴訟</p> <p>(a) 父権訴訟；金銭的救済；損害；略式判決の利益</p> <p>(1) すべての州司法長官は、シャーマン法違反行為によって財産に損害を被った州住民である自然人のために、その州の名において、被告の管轄権の有するすべての連邦地方裁判所に対して、父権者として民事訴訟を提起することができる。裁判所は、</p> <p>(A) 同一損害により既に得られた賠償金が重複する場合、あるいは、</p> <p>(B) () (b) (2) により訴訟から脱退した自然人及び () 事業者に正当に分配し得る救済額を、その訴訟で得られた賠償金から控除しなければならない。</p>

² 集団的消費者被害回復制度等に関する研究会第 6 回 配布資料 2

アメリカ	<p>(2)裁判所は、損害額全体の3倍額の賠償金と、合理的な弁護士費用を含む訴訟費用を州に与えなければならない。裁判所は、州の迅速な請求があった場合には、状況により、訴訟の開始の日から判決の日あるいはそれよりも短い期間の、損害全体の利息を州に与えることができる。利息を与えるかどうかの決定について、裁判所は、次の3点を考慮しなければならない。</p> <p>(A)訴訟当事者の一方あるいはその代理人が、証明する必要のないほどに、故意に訴訟を遅延させあるいは不誠実な行為をしたか否か。</p> <p>(B)訴訟当事者の一方あるいはその代理人が、裁判所の命令あるいは制定法や規則に違反したか否か。</p> <p>(C)訴訟当事者の一方あるいはその代理人が、訴訟遅延もしくは費用の増加を目的とした行為をしたか否か。</p> <p>(b)通知、脱退の選択、終局判決</p> <p>(1)父権訴訟において、州司法長官は、裁判所から指示された趣旨、方法、時期に則り、公告による通知を与えなければならない。裁判所は、公告のみによる通知が法の適正手続に反すると認めた場合、状況に応じて他の通知方法を指示することができる。</p> <p>(2)父権訴訟によって、州司法長官が代表している者は、前項の通知に明記された期間内に届け出ることによって、その判決の効力が及ばないよう、原告から脱退することができる。</p> <p>(3)同訴訟における終局判決は、原告と脱退の届出が無効となった者全員に対して、同法第4条(15U.S.C. § 15)の既判力を有する。</p> <p>(c)訴訟取下げあるいは和解</p> <p>同訴訟の取下げあるいは和解は、裁判所の承認を条件とする。取下げあるいは和解の提案についての通知は、裁判所の指示した方法に従って行われなければならない。</p> <p>(d)弁護士報酬</p> <p>本条に規定する訴訟すべてにおいて、</p> <p>(1)原告弁護士報酬の額は、裁判所によって決定されなければならない。</p> <p>(2)州司法長官が濫訴や不誠実な行動をしたと裁判所が認めた場合は、裁判所の裁量により敗訴した州司法長官に弁護士報酬の支払を判決することができる。</p>
------	---

カナダ(ケベック州) ³	<p>民事訴訟法典 第999条</p> <p>本編では、文脈上異なる意義を有する場合を除き、以下の用語は以下の意に用いる。</p> <p>a) 《判決(jugement)》: 裁判所の判決</p> <p>b) 《終局判決(jugement final)》: 集団に関する法律上又は事実上の問題に関する判決</p>
-------------------------	--

³ 杉本和士 『カナダ・ケベック州民事訴訟法典第9編(仮訳)』『アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』309頁以下(2010)

カナダ(ケベック州)	<p>c) 《構成員(membre)》: 自然人、私法上の法人、会社又は社団であって、その者のために、それらの者の中の1人が集団訴訟を提起し又は提起しようとしているグループの構成員</p> <p>d) 《集団訴訟(recours collectif)》: すべての構成員のためにその委任なしに請求することを構成員の1人に許す手続の方法</p> <p>私法上の法人、会社又は社団は、認可申立ての前12月の間、その監督又はコントロールの下に労働契約で拘束する者が50人以下であり、かつ、グループの代表と関係がない場合に限り、グループの構成員となることができる。</p> <p>第1002条</p> <p>構成員は、申立てに基づき付与される裁判所の事前の認可を得た場合に限り、集団訴訟を提起することができる。</p> <p>前項の申立ては、それをもたらした事実を示し、認可の求められている訴訟の性質を明示し、そのために当該構成員が訴訟行為を行うグループを示す。申立ては、その提出から10日以内の通知(avis)を伴うものとし、申立人がその者に対して集団訴訟を提起しようとしている者に送達される。申立てについては、口頭でのみ異議を述べることができ、裁判官は、適当な証拠の提出を許すことができる。</p> <p>第1003条</p> <p>裁判所は、以下の要件を満たす場合に、集団訴訟の提起を認可し、その指定する構成員に代表者の地位を付与する。</p> <p>a) 各構成員の請求が、同一、類似又は関連する、法律上又は事実上の問題を提起すること</p> <p>b) 主張されている事実が求められている結論を正当化すると見られること</p> <p>c) グループの構成により第59条又は第67条⁴の適用が困難又は実際的でないこと</p> <p>d) 裁判官が代表者の地位を付与する構成員が、すべての構成員にとって適切な代表行為を確実にし得ること</p> <p>第1048条</p> <p>私法上の法人、会社又は第999条2項所定の社団は、以下に定める場合に限り、代表者の地位を求めることができる。</p> <p>a) 指定する構成員の1人が、その利益のために集団訴訟を提起しようとするグループの構成員である場合</p> <p>b) 前号の構成員の利益が法人又は社団が創設された目的に結びついている場合</p> <p>会社法第3部C-38章に規定された法人、組合法C-67.2章に規定された組合又は労働法C-27章の意味での労働組合を除き、私法上の法人、会社又は社団は、その訴訟を提起するため、集団訴訟援助基金の財政的援助を受けることができない。</p>
カナダ(オンタリオ州) ⁵	<p>クラス訴訟法</p> <p>第1条 定義</p> <p>本法においては、下記の各用語は次の意味で用いる。</p> <p>「共通の争点」</p>

⁴ 第59条は代理の規定、第67条は参加についての規定である。

⁵ 大村雅彦「カナダ(オンタリオ州)のクラスアクション制度の概要(上)(下)」NBL911号34頁以下、912号82頁以下(2009)

- (a)必ずしも同一ではないが共通性のある事実争点、または、
- (b)必ずしも同一ではないが共通性のある事実争点から発生する、必ずしも同一ではないが共通性のある法律上の争点を指す。

「裁判所」：上位裁判所を指し、少額請求裁判所を含まない。

「被告」：応答的立場の当事者を指す。

「原告」：訴訟の申立人を指す。

原告によるクラス訴訟（第2条）

- (1)あるクラスに属する人々のうちの一人または複数の構成員は、当該クラスの構成員のために、訴訟を提起することができる。
- (2)認可の申立て 第一項に基づいて訴訟を提起した者は、当該訴訟をクラス訴訟として認可し、かつ、当該者を代表原告に指名する決定を裁判所に申立てることができる。
- (3)同前 第二項に定める認可の申立ては、
 - (a)(i)最終の答弁書、防御意思通知書または出廷通知書が送達された日、および、(ii)最終の答弁書、防御意思通知書または、出廷通知書の送達のために裁判所規則で定められた期間がそれらの送達のないまま経過した日のいずれか遅い方の日から、90日以内にすることができ、また、
 - (b)それ以後は、裁判所の許可を得て、することができる。

第5条 認可

- (1)第2条ないし第4条に定める認可の申立てがあった場合、裁判所は、次の要件がすべて満たされているときは、クラス訴訟を認可しなければならない。
 - (a)訴答書面に（訴状）に訴訟原因が示されていること
 - (b)代表原告または、代表原告によって代表される複数人からなるクラスが識別可能であること
 - (c)クラスの構成員たちの請求または防御方法が共通の争点を有すること
 - (d)共通の争点の解決のために、クラス訴訟が望ましい手続であること
 - (e)代表原告または代表被告が、
 - (i)クラスの利益を公正かつ適切に代表するであろうこと
 - (ii)クラスのために訴訟を遂行し、かつ構成員に対して告知を行うための実効性のある方法を示す計画を提出すること、かつ、
 - (iii)クラスの共通争点に関して、他のクラス構成員と対立する利益を有しないこと

(2)同前：下位クラスの保護

第1項の定めに関わらず、構成員全員によって共有されない共通争点を有する下位クラスが全体クラスの中に存在する場合で、裁判所が下位クラスの構成員の利益を保護するためには下位クラスが独自に代表される必要があると考えるときには、裁判所は、次の要件が満たす代表原告または代表被告が存する場合に限り、クラス訴訟を認可することができる。

- (a)代表原告または代表原告が下位クラスの利益を公正かつ適切に代表するであろうこと

<p>オンタリオ州</p>	<p>(b)下位クラスのために訴訟を進行し、かつ下位クラス構成員に対して告知を行うための実効性のある方法を示す計画を提出すること、かつ (c)下位クラスの共通争点に関して、他の下位クラス構成員と対立する利益を有しないこと</p> <p>(3)クラスの規模に関する証拠 認可申立ての各当事者は、その審理のために提出される宣誓供述書において、クラスの構成員に人数について、自ら有する最善の情報を提供しなければならない。</p> <p>(4)延期 裁判所は、当事者に資料や訴答書面を訂正させまたは証拠を追加提出させるために、認可の申立て〔の審理〕を延期することができる。</p> <p>(5)認可は本案の裁判ではないこと クラス訴訟を認可する決定は、訴訟の本案に関する裁判ではない。</p> <p>第6条 認可の拒絶事由とならない事項 裁判所は、次に掲げる事由のみを理由として、クラス訴訟としての認可を拒絶することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 求められた救済の中に含まれている損害賠償が、共通争点についての判定の後に個人別の算定を必要とするものであること 2. 求められた救済が、クラスの構成員ごとに別個の契約に基づくものであること 3. クラスの構成員ごとに異なる救済が求められていること 4. クラスの構成員の人数または各構成員の氏名・住所等が不明であること 5. クラスの全構成員によって共有されない共通争点を有する請求または防御方法を有する下位クラスが（全体クラスの中に）含まれていること
---------------	--

<p>デンマーク⁶</p>	<p>司法管理法</p> <p>第 254 条 a 複数の者を代表して提起される共通の請求は、本章の定めるところより、集団訴訟として審理することができる。</p> <p>略第 254 条 b</p> <p>集団訴訟は、以下の各号のすべてを充たす場合に限り、許される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第 254 条 a において定められた共通の請求に該当すること 2) すべての請求につきデンマーク国に管轄権があること 3) 請求の 1 つにつき、裁判所が土地管轄権を有すること 4) 請求の 1 つにつき、裁判所が事物管轄権を有すること 5) 請求を審理するにつき集団訴訟が最善の方法であること 6) グループメンバーを特定することができ、それらの者に訴訟ついて（ママ）適切な方法で通知することができること、および 7) 第 254 条 c に基づき、グループ代表者を任命することができること <p>略</p> <p>第 254 条 c</p> <p>集団訴訟は、そのグループを代表する者（グループ代表者）により追行される。グループ代表者は、裁判所が指名する。本条第 2 項に該当する場合を除き、次の者をグループ代表者として指名することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) グループメンバー 2) 集団訴訟の追行を団体の目的範囲に含む組合、私法上の社団またはその他の団体 3) 法律により集団訴訟の追行権限を与えられた公的機関 <p>第 254 条 e 第 8 項に基づく集団訴訟においては、当該訴訟について法律上権限を有する公的機関のみをグループ代表者として指名することができる。</p> <p>グループ代表者は、訴訟におけるグループメンバーの利益に配慮することができる者でなければならない。</p> <p>集団訴訟のグループ代表者であることの承認は、訴訟成立後本条第 1 項に定める事項に変更が生じたという理由のみによっては、効力を失わないものとする。</p> <p>第 254 条 e</p> <p>ないし 略</p> <p>請求の規模が小さいため個別訴訟の提起が期待できないことが明らかであり、かつ、集団訴訟への参加申出を待つことも当該請求の扱いとして不適切であると判断できる場合には、裁判所は、グループ代表者の要求に基づき、集団訴訟がその訴訟からの脱退を表明していないグル</p>
--------------------------	---

⁶ 上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要」NBL917 号 72 頁以下(2009)

デンマーク	<p>ープメンバーにより構成されているものと決定することができる。裁判所は、集団訴訟からの脱退につき、書面による申出の提出期限および提出場所を定める。裁判所は、特別な理由がある場合は、期限後の脱退申出の提出を例外的に許すことができる。</p> <p>(略)</p>
ノルウェー ⁷	<p>民事紛争における調停及び訴訟に関する法律</p> <p>第 35-2 条 集団訴訟の要件</p> <p>(1) 集合訴訟は次のすべての要件を満たす場合に限り、提起することができる。</p> <p>a) 複数の法律上の人が、事実上又は法律上の基礎が同一又は実質的に共通である権利または義務を有すること。</p> <p>b) 複数の請求が、同一の構成による裁判所によって審理することが可能であり、かつ、同一の手続規則に基づいて大部分は審理することが可能であること。</p> <p>c) 当該複数の請求を処理する手段として集団訴訟手続が最も適切であること。</p> <p>d) 第 35-9 条に基づいて集団代表者を選任することが可能であること。</p> <p>(2) ノルウェーの裁判所において通常訴訟の提起または参加することができる者のみが集団構成員となることができる。</p> <p>第 35-3 条 訴えの提起</p> <p>(1) 次に掲げる者は、集団訴訟を提起することができる。</p> <p>a) 集団構成員になるための要件を満たす者。ただし、訴えの提起が認可されることを要する。</p> <p>b) 特定の利益の保護を目的とする組織、団体、又は公的機関。ただし、提起される訴訟がその目的及び第 1-4 条が定める一般要件に適合することを要する。</p> <p>(2) ないし(3) 略</p> <p>第 35-7 条 集団構成員の登録を要しない集団訴訟</p> <p>(1) 裁判所は次の各号に掲げる場合には、集団訴訟の範囲に含まれる請求を有する者たちが集団登録をすることなく集団構成員となるべき旨の決定をすることができる。</p> <p>a) その者たちが有する請求権の金額又は利益が非常に小さく、その者たちの中の相当に多数の者が個別の訴えを提起することはないであろうと推測される場合、かつ</p> <p>b) 個別審理の必要がある争点が生じることはないと判断される場合。</p> <p>(2) 略</p>

⁷ 三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション（集団訴訟制度）の概要（上）（下）」NBL915号46頁以下、NBL916号51頁以下（2009）

スウェーデン ⁸	<p>集団訴訟手続に関する法律</p> <p>第4条</p> <p>私人による集団訴訟は、自身が訴えに含まれる請求権を有する自然人または法人によって提起されうる。</p> <p>第5条</p> <p>組織訴訟は、その定款によれば消費者と事業者との間における商品、役務またはその他事業者が消費者に提供する便益に関する紛争について消費者または給与生活者の利益を擁護する非経済的の団体によって提起されうる。</p> <p>第1項における</p> <p>消費者：主として事業活動の外部に属する目的のために取引を行った者、</p> <p>事業者：自己の事業活動に関連する目的のために取引を行う自然人または法人。</p> <p>第1項に係わる組織訴訟は、紛争と一緒に取り扱われることが調査およびその他の事情にかんがみ著しい利益を伴うときは、他の種類の紛争も包含することができる。</p> <p>第6条</p> <p>公的集団訴訟は、紛争に関する事項にかんがみ集団構成員を代表するのに適切な公的機関によって提起されうる。政府は公的集団訴訟を提起できる公的機関を定める。</p> <p>第8条</p> <p>集団訴訟は以下各号の場合に審査に取り上げることができる</p> <ol style="list-style-type: none">1. 訴えが集団構成員の請求のために共通または類似する事実に基づく訴え、2. 集団訴訟が、若干の集団構成員の請求権が本質的に他の者の請求と異なることに基づき不適切であることが判明しないとき、3. 集団訴訟に係る請求の大部分が、集団構成員自身による訴えを通じては同等に良く追求することができないとき、4. 集団が範囲、限定及びその他によって適切に特定されるとき、ならびに、5. 原告がその本案に関する利益、集団訴訟を行う経済的条件及びその他の事情一般にかんがみ当該事件において集団構成員を代表するのに適切であるとき。
---------------------	---

⁸ 「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会（第10回）」配布資料 参考資料1

<p>ブラジル⁹</p>	<p>消費者保護法</p> <p>第 81 条 消費者および被害者の利益または権利の保護は、裁判において個人的または集団的に与えられる。</p> <p>単項 集団的保護は以下の場合に認められる。</p> <p>I 拡散的利益または権利。ただし、本法においては、事実状況によって結ばれている不確定の人々が有する超個人的かつ不可分の利益または権利をいう。</p> <p>II 集合的利益または権利。ただし、本法においては、共通の法律関係によって相互にまたは相手方当事者と結び付いている人々の集団、カテゴリー、またはクラスが有する超個人的かつ不可分の利益または権利をいう。</p> <p>III 同種個別的利益または権利。ただし、共通の原因から生じる利益または権利をいう。</p> <p>第 82 条 第 81 条単項に掲げた利益または権利を保護するため、以下の主体が集団的当事者適格を有する。</p> <p>I 検察庁。</p> <p>II 連邦、州、市郡および連邦区。</p> <p>III 行政権を直接または間接に行使する公的機関および省庁。たとえ法人格がなくても、本法が保護する利益または権利の保護を目的とする団体を含む。</p> <p>IV 少なくとも 1 年以上前に合法的に設立された団体であって、その目的が本法が定める利益および権利の保護を含むもの。この場合は、総会決議による承認は不要である。</p> <p>補項 1 第 91 条以下に規定される訴訟については、裁判所は、明白な社会利益の存在、損害の規模や性質、または保護されるべき法的利益の重要性に照らして、団体の事前設立の要件を免除することができる。</p> <p>補項 2 (削除)</p> <p>補項 3 (削除)</p> <p>第 83 条 本法に定める権利および利益の適宜かつ実効的な保護のため、あらゆる種類の訴訟を提起することが認められる。</p> <p>第 91 条 第 82 条に定める適格者は、以下の規定に基づき、自らのためまたは被害者もしくはその承継人のために、被った被害の責任を追及するための集団的な民事訴訟を提起することができる。</p>
-------------------------	--

⁹ ブラジル消費者保護法『アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』365 頁以下(2010)

フランス ¹⁰	<p>BRETON 法案</p> <p>第 423 - 1 条 グループ訴権は、次条以下の要件に基づき、同一の事業者による製造物の販売又は役務の提供に関する同一のタイプの契約に基づく契約上の義務の不履行又は不完全履行を原因として、複数の自然人である消費者について個人的に生じた物質的損害（身体に対する侵襲に係るものを除く。）及び権利享受の障害の賠償を目的とする。</p> <p>第 423 - 2 条 グループ訴権は、事業者の消費者に対する責任の原則を承認させることを唯一の目的として全国レベルで活動し、法 411 - 1 条によって認可を受けた消費者団体によって行使される。</p> <p>第 423 - 5 条 責任を認める判決の対象となったものと同じ性質の損害を受けたと考える消費者はすべて、グループ訴権に基づき求める賠償金の額がコンセイユデタ・デクレの定める上限を超えない範囲で、受けた損害に相当する賠償を関係事業者に対して請求することができる。</p> <p>事業者は、コンセイユデタ・デクレの定める要件及び期間の下に、消費者に対し、賠償の申入れを送付するか、又は拒否の理由を明らかにしなければならない。</p>
--------------------	---

¹⁰ 山本和彦・荻野奈緒「フランスにおける集団的消費者被害回復制度 - 「グループ訴権」の導入に関する近時の動向」『アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、ブラジルにおける集団的消費者被害の回復制度に関する調査報告書』104 頁以下(2010)